

令和5年度気復企第97号

気仙沼市お試し移住事業（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、本市への移住を検討する者又は定住の促進を図る者(以下この条及び次条第2号において「移住検討者等」という。)に対し、本市における生活を体験する機会を提供することにより、本市の魅力及び地域の特性に対する移住検討者等の理解の促進を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 本市外に住所を有する者が本市へ転入(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条第1項に規定する転入をいう。)をすることをいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)に基づく届出がされている施設(気仙沼市内に本店を有する法人又は市内で事業を営む個人事業者に限る)をいう。

（交付対象者）

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件に合致するものとする。

- (1) 補助金利用の申請の時点において、本市が備える住民基本台帳に記録されておらず、かつ、本市への移住を検討する者であること。
- (2) 本市への移住の原因が転勤、婚姻又は通学でないこと。
- (3) 補助金を利用する目的が、就職・起業、転勤又は通勤・通学でないこと。
- (4) 補助金利用の申請の日において、お試し移住事業を利用しようとする者(複数人でお試し移住事業を利用しようとする場合は、その代表者。)の年齢が原則20歳以上であること。
- (5) 移住・定住促進に関連する調査及び本市の広報事業に協力することができること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 利用期間中最低1回は市で指定する活動に従事できる者であること。
- (8) お試し移住の利用終了日から起算して最低2年間は気仙沼市及び移住・定住支

援センターMINATOから発信される移住・定住及び地域に関する情報・照会等を受理・回答できること。

(補助対象経費等)

第4条 補助金の補助対象経費等は、次の表に掲げるとおりとする。

宿泊費・レンタカー借上料補助金

補助対象経費	<p>(1) 宿泊費</p> <p>市内の宿泊施設における連続する3泊以上の素泊まりでの宿泊費(交付対象者と同一世帯に属する者の宿泊費を含む。)。夕食、朝食等の食事料金は含まない。</p> <p>ただし、2親等以内の親族が所有する住宅に宿泊できる場合は補助対象としない。</p> <p>(2) レンタカー借上料</p> <p>交付対象者が借り上げるレンタカーの経費とする。ただし、燃料費を除く。</p>
補助金額	<p>1人1日あたり6,500円を上限とする実費</p> <p>(宿泊費は1泊あたり、レンタカー借上料は契約会社の定める1日あたりの借上料とする。ただし、パックでの契約の場合は借上料を利用期間の日数で割って得られる額を1日あたりの借上料とする。)</p> <p>※補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。</p>
補助限度額	<p>連続する14日分の補助金額を限度額とする。宿泊費・レンタカー借上料補助金の交付申請は、1人当たり年度内1回までとする。</p>
申請に係る添付書類	<p>(1) 気仙沼市お試し移住事業(宿泊費・レンタカー借上料)補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)</p> <p>(2) 宿泊に要した実費額が分かる利用の明細書及び領収書等の写し</p> <p>(3) レンタカーの借上げに要した実費額が分かる契約書及び領収証の写し</p> <p>(4) 現住所を証明できるものの写し(宿泊の場合は宿泊者本人、レンタカー利用の場合は契約者本人にかかる住民票、免許証、健康保険証等のいずれか1点。宿泊費補助におい</p>

	て、同一世帯に属する者も補助対象とする場合は、その者の当該書類も添付すること。） (5) その他市長が必要と認める書類
その他	自己都合による取消において発生するキャンセル料は全額自己負担とする（キャンセル料は各宿泊施設及び各店舗の規定による）。

(利用期間、回数等)

第5条 補助金を利用することができる期間(以下「利用期間」という。)は、1回当たりの利用について連続する4日以上14日以内とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、利用期間を短縮し、又は延長することができる。

2 交付対象者からの延長は原則認めない。

3 利用期間は、4月1日から翌年2月28日までとする。ただし12月28日から翌年1月4日までの期間は利用できないものとする。

4 補助金を利用することができる回数は、交付対象者1人(複数人で補助金を利用する場合は、1団体)当たり4月1日から翌年2月28日までの間において1回までとする。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は補助金の交付申請を、市長に対し、宿泊又はレンタカー借上後1月以内又は翌年2月28日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付は、気仙沼市補助金等交付規則（平成18年気仙沼市規則第37号。以下次条において「規則」という。）により、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、気仙沼市お試し移住事業（宿泊費・レンタカー借上料）補助金利用の可否を気仙沼市お試し移住事業（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付対象者に通知するものとする。

(軽易な変更の範囲)

第8条 規則第13条第1項の規定による軽易な変更の範囲は、申請書の補助事業等

の目的及び内容の変更とする。

(補助金の請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた者は、気仙沼市お試し移住事業（宿泊費・レンタカー借上料）補助金交付請求書（様式第3号）により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、気仙沼市お試し移住事業（宿泊費・レンタカー借上料）補助金の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附 則（令和5年度気復企第97号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。